

函館市消費生活用製品安全法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日法律第31号。以下「法」という。）第55条の規定に基づき、函館市が処理することができるものとされた事務の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 法第40条第1項の規定により、特定製品の販売の事業を行う者または特定保守製品取引事業者（以下「販売事業者」という。）に対し、その業務の状況に関し報告をさせること。
- (2) 法第41条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所、事業所、店舗または倉庫に立ち入り、特定製品または特定保守製品（以下「製品」という。）、帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (3) 法第42条第1項の規定により、製品の所有者または占有者に対し、これを提出すべきことを命じること。

(報告の徴収)

第3条 市長は、前条第1号の規定により、販売事業者から報告を徴収することができる。

- 2 特定製品に関し、報告をさせることができる事項は、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年3月5日政令第48号。以下「令」という。）第12条第4項の規定により、その販売に係る特定製品の種類、数量、保管または販売の場所、購入先および主たる販売先に関する事項その他当該特定製品の販売の業務に関する事項とする。
- 3 特定保守製品に関し、報告をさせることができる事項は、令第12条第5項の規定により、その取引に係る特定保守製品の種類、数量、保管または取引の場所、取引先に関する事項、引渡時の説明に関する事項その他当該特定保守製品の取引の業務に関する事項とする。

4 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。

5 報告の徴収を行った場合は、令第14条第2項の規定により、速やかに、知事を経由して経済産業大臣に報告するものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2号に規定する立入検査の事務に従事する職員（以下「検査員」という。）を定めて、法第41条第4項の規定により、消費生活用製品安全法施行規則（昭和49年3月5日農林省・通商産業省令第1号）様式による身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、毎年度当初に、立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検査を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。

3 検査員は、立入検査に際し立入検査証を携行し、関係者に提示しなければならない。

4 立入検査すべき対象は、販売事業者が所有または占有している製品、帳簿、書類その他の物件とする。

5 立入検査は、販売事業者ごとに作成した様式1の立入検査実施調書により実施し、これを保存するものとする。

6 立入検査実施結果については、令第14条第2項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の4月30日までに、消費生活用製品安全法施行令第14条第2項の規定により都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成12年3月24日通商産業省令第38号、以下「省令」という。）様式第1または第3による立入検査実施年報を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

(特定製品に関する立入検査)

第5条 特定製品に関する立入検査は、法第13条に規定する表示に係る確認を基本とし、次の各号に重点をおいて実施するものとする。

(1) 表示を付していない特定製品の販売または陳列の有無。

(2) 特定製品に付されている表示の不適合の有無。

(3) 必要に応じて法令の概要等を配付し、法令の趣旨の周知徹底を図ること。

2 立入検査の結果、法第13条の規定する表示に係る無表示品または表示箇所違反もしくは疑わしい表示のある特定製品が確認された場合には、次の各号を実施するものとする。

(1) 販売停止指導等 無表示品に関しては、直ちに当該特定製品の販売または陳列を停止させ、表示箇所違反または疑わしい表示のある特定製品に関しては、製造業者または輸入業者に問い合わせること。

(2) 質問 販売事業者に質問を行い、当該特定製品の銘柄、製造業者または輸入業者の名称、仕入先の名称、その所在地ならびにその電話番号および仕入時期を確認すること。

(3) 報告書の提出 第1号の指導に対する措置の結果を2週間以内に確認し、省令第3条第4項の規定により、速やかに省令様式第2による立入検査実施状況報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。

(特定保守製品に関する立入検査)

第6条 特定保守製品に関する立入検査は、法第32条の5および同第32条の8に規定する義務の履行状況に係る確認を基本とし、次の各号に重点をおいて実施するものとする。

(1) 販売事業者の長期使用製品安全点検制度についての認識。

(2) 法第32条の4に規定する表示等の確認。

(3) 法第32条の5に規定する特定保守製品を引渡す際の説明義務の履行状況。

(4) 法第32条の8第3項に規定する所有者情報に係る協力責務の履行状況。

2 立入検査の結果、第1項第2号に係る法違反が確認された場合には、次の第1号および第3号から第5号までを実施するものとする。また、同項第3号または第4号に係る法違反が確認された場合には、次の第2号から第5号までを実施するものとする。

(1) 販売自粛指導 当該特定保守製品が不適合製品であることを説明

したうえで、販売等の自粛を求めること。

(2) 義務履行指導 長期使用製品安全点検制度について説明をしたうえで、すでに特定保守製品を取得している者を含め、説明義務および協力責務の実施を求めること。

(3) 確認書の交付 販売事業者立会いのうえ、様式2の立入検査事実確認書をその場で記入し交付する。

(4) 報告書の交付 様式3の対応報告書を交付し、2か月以内に提出するよう求めること。

(5) 報告書の交付 省令第3条第4項の規定により、速やかに省令様式第4による立入検査実施状況報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。

3 前項の措置について販売事業者の協力が得られない場合には、様式2の立入検査事実確認書を添えて、経済産業局にその旨を連絡するものとする。

(製品の提出命令)

第7条 市長は、前3条の規定による立入検査を実施した場合において、検査員にその所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる製品があったときは、その所有者または占有者に対し、当該製品の提出を命ずることができる。

2 市長は、製品の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者または占有者に補償しなければならない。

3 製品の提出を命じた場合には、令第14条第2項の規定により、速やかに、知事を経由して経済産業大臣に報告するものとする。

(実施細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

1 消費生活用製品安全法第84条第1項の規定に基づく特定製品の販売事業者に対する立入検査実施要領（平成14年4月1日施行）につ

いては、これを廃止する。

- 2 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和4年4月1日から施行する。